

平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書

一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣からなる「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、「日本経済再生本部」の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定し、これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」（以下「実行計画 2015」という。）を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定

している。

本報告書では、実行計画 2015 に定められた産業競争力の強化に関する施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。また、平成 26 年 9 月に開催を決定した「産業競争力会議実行実現点検会合」（以下「実行実現点検会合」という。）等において行った KPI レビューについても、概要をまとめている。

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 6 条第 10 項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき作成するものである。

二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

1. 「日本産業再興プラン」関連

（1）緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

①KPI の主な進捗状況¹

《KPI》「今後 3 年（2015 年度まで）の内に、設備投資をリーマンショック前の水準（年間約 70 兆円（2007 年までの 5 年間平均））に回復させることを目指す」

【 1 】

2012 年度：64.9 兆円 ⇒ 2014 年度：68.4 兆円

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%

¹ KPI の末尾にカッコ書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No. を参考までに付しているもの。

台) になることを目指す」【2】

開業率 2012年度：4.6% ⇒ 2014年度：4.9%

廃業率 2012年度：3.8% ⇒ 2014年度：3.7%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣 ²
コーポレートガバナンス・コードの策定等	コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議で取りまとめた、複数の独立社外取締役の選任や、政策保有株式の保有に関する方針の開示及びそのねらい・合理性についての具体的説明等を含めたコーポレートガバナンス・コード（原案）に基づき、東京証券取引所が、平成27年の株主総会のシーズンに間に合うように、新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。新コードについては、東京証券取引所の上場規則により“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合はその理由を説明するか）を求めるとする。	東京証券取引所は、コーポレートガバナンス・コード（原案）を内容とする「コーポレートガバナンス・コード」を策定し、平成27年6月1日より上場企業に対して適用を開始した。本コードの策定に伴い、東京証券取引所は、コードについて“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合はその理由を説明するか）を求める上場規則の改正を行った。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融））
産業の新陳代謝に向けた事業再生の促進	私的整理を含め、少数債権者の不合理な反対によって事業再生が妨げられないようにするため、平成27年3月を目途に取りまとめが予定されている「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」による報告も踏まえつつ、同報告取りまとめ後、関係省庁において企業再生に関する法制度や実	平成27年3月に「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」による報告書が取りまとめられており、同報告書の内容等も踏まえつつ、関係省庁において法的枠組み等の検討を行った。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 法務大臣 経済産業大臣

²産業競争力強化法第6条第3項において、産業競争力の強化に関する実行計画における「担当大臣」とは内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、括弧内に、本報告書の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を参考として記載している。

	務運用の在り方を見直す。		
企業と投資家との対話の促進	<p>企業と投資家との対話の促進の観点から、株主総会の開催日や基準日の設定等について国際的な状況を踏まえてその運用の在り方についての検討を行い、産業関係団体等におけるガイドラインの検討を行う。また、企業の投資家に対する情報開示等について、一体的な開示をする上での実務上の対応等を検討する。これらについて平成26年度末を目途に議論の取りまとめを行う。</p>	<p>平成26年9月に「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」を設置して検討を行い、平成27年4月に同研究会の報告書を取りまとめた。報告書では、対話型の株主総会プロセスを実現するための総会日程やその前提となる議決権の基準日の設定を見直す際の考え方や方法、ガイドラインの必要性、一体的・統合的な企業情報開示の実現に向けた方策が提言された。この提言も踏まえ、平成27年11月、全国株懇連合会が「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」を策定した。また、同月、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」を設置し、招集通知添付書類の提供や議決権行使の電子化など、対話型株主総会に向けた具体策について検討を進めている。あわせて、金融審議会において情報開示の在り方等の検討を開始しており、平成27年度中に取りまとめを予定している。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 法務大臣 経済産業大臣</p>
グローバルベンチマークの設定	<p>グローバルトップ企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性を比較・検討し、経営判断や経営支援の参考となる評価指標(グローバルベンチマーク)について幅広く検討し、必要に応じ、産業競争力強化法第50条等(市場構造の調査・公表)により、収益力向上に向けた取組等</p>	<p>グローバルトップ企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性を比較・検討し、経営判断や経営支援の参考となる評価指標(グローバルベンチマーク)の検討方針・手順を整理した上で、石油化学、石油精製、鉄鋼、エレクトロニクス、板ガラス、紙パルプ及</p>	<p>経済産業大臣</p>

	や新陳代謝を後押しする。	び自動車の7分野について、平成27年12月までにグローバルベンチマークの検討経過を公表し、生産性向上や規模拡大、戦略分野の明確化などの各分野の課題や取組の方向性について提示した。また、板ガラス産業については、平成27年6月に、産業競争力強化法第50条に基づく市場構造の調査・公表を行った。	
ベンチャー支援	創業10年未満の新規中小企業者について官公需における受注機会の拡大を図るため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、平成26年度中に、ベンチャー企業等に対する公的研究資金に関する配分目標を設定すべく、同機構の中期目標の改定を行う。	平成27年通常国会で官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第57号)が成立し、創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるよう配慮する旨等が定められた。これを受けて、新規中小企業者等について契約目標の設定や受注機会増大を図るための措置等を盛り込んだ「国等の契約の基本方針」を平成27年8月28日に閣議決定した。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)について、平成27年3月に第3期中長期目標を変更し、新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合を20%以上とする目標等を記載した。	経済産業大臣
サービス産業の生産性向上	地域経済に与える影響が大きく集中的に取り組むべき業種や業種横断の課題に関して、サー	「サービス産業の活性化・生産性の向上に向けた業種横断検討チーム」での検討を経	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金

	ビス産業の活性化・生産性の向上策を検討するため、関係省庁が参画する「サービス産業の活性化・生産性の向上に向けた業種横断検討チーム」において検討を進める。	て、ベストプラクティスの普及促進等の横断的施策、IT 利活用促進をはじめとする業種別施策を内容とするサービス産業の活性化・生産性向上に係る施策パッケージとして「サービス産業チャレンジプログラム」を平成 27 年 4 月 15 日に日本経済再生本部において決定した。	融)) 総務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
--	--	--	---

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

①KPI の主な進捗状況

(失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現)

《KPI》「失業期間 6 か月以上の者の数を今後 5 年間 (2018 年まで) で 2 割減少」
 (2012 年 : 151 万人) 【3】

⇒2014 年 : 122 万人

《KPI》「転職入職率 (パートタイムを除く一般労働者) を今後 5 年間 (2018 年まで) で 9 %」(2011 年 : 7.4 %) 【4】

⇒2014 年 : 8.9 %

(女性の活躍推進)

《KPI》「2014 年度末までに約 20 万人分、2017 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」(「待機児童解消加速化プラン」)
 【9、10、11】

⇒保育拡大量 (2013・2014 年度) 約 21.9 万人

※今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、「待機児童解消加速化プラン」に基づく 2017 年度末までの整備量を上積みし、40 万人から 50 万人とすることとしている。

《KPI》「2020 年に女性の就業率 (25 歳から 44 歳) を 73 % (現状 68 %) にする」
 【12】

⇒2014 年度 : 70.8 %

※今後、目標値を更に上積みし、77%にすることとしている。

《KPI》「指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに少なくとも 30 %程度」
 【15】

管理職比率 2012 年 : 6.9 % ⇒ 2014 年 : 8.3 %

(若者・高齢者等の活躍推進)

《KPI》「2020 年 : 20~34 歳の就業率 78 % (2012 年 : 74 %)」【18】

⇒2014年：76.1%

※今後、目標値を更に上積みし、79%にすることとしている。

《KPI》「2020年：60～64歳の就業率 65%（2012年：58%）」【20】

⇒2014年：60.7%

※今後、目標値を更に上積みし、67%にすることとしている。

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率 2.0%（2012年：1.69%）」【21】

⇒2015年：1.88%

（外国人材の活用）

《KPI》「2017年末までに5,000人の高度人材認定を目指す」【22】

⇒2015年9月時点：3,962件

※2013年12月の高度人材ポイント制の制度改正後、新規認定件数は顕著に増加。

（大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化）

《KPI》「今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に10校入る」【23】

⇒1つの指標としてTimes Higher Education誌“World University Rankings”

2015-2016（2015年10月公表）のトップ100位以内に日本の大学は2校。

《KPI》「3年間（2016年まで）で1,500人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示（⇒達成）」【27】

⇒国立大学において若手・外国人の常勤ポスト約1,500人分の予算を措置（2015年度執行計画ベース）。

《KPI》「国際バカロレア認定校（2013年6月現在：16校）等を200校」【31】

⇒DP（Diploma Programme）37校、MYP（Middle Years Programme）19校、PYP（Primary Years Programme）31校に増加（2015年12月現在。それぞれ候補校等11校、10校、12校を含む。）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
働き過ぎ防止のための取組強化	時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる企業等に対する監督指導を徹底するとともに、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し、働き方の見直しに向けた企業労使の自主的取組の促進等の長時間労働抑制策、一定日数の時季指定を使用	監督指導体制の充実強化のため、平成28年度において、労働基準監督官の増員を予定しており、①月100時間を超える時間外労働を把握した全ての事業場等に対する監督指導の徹底、②過労死等防止啓発月間である11月に、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行わ	厚生労働大臣

	<p>者に義務付けるなどの年次有給休暇取得促進策等について、労働政策審議会の建議を踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>れた事業場等に対する重点的な監督指導の実施、③社会的に影響力が大きい企業が、違法な長時間労働を繰り返した場合に、是正を指導した段階で公表、④複数の労働局にまたがる過重労働に係る事案等に対応する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」を東京労働局及び大阪労働局に設置するなど働き過ぎ防止のための取組強化を行っている。また、平成27年2月に取りまとめられた労働政策審議会建議を踏まえ、平成27年通常国会に、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し、働き方の見直しに向けた企業労使の自主的取組の促進等の長時間労働抑制策、一定日数の時季指定を使用者に義務付けるなどの年次有給休暇取得促進策等を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を提出した。</p>	
<p>時間ではなく成果で評価される制度への改革</p>	<p>時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも1,000万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離した「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」を創設することとし、労働政策審議</p>	<p>平成27年2月に取りまとめられた労働政策審議会建議を踏まえ、平成27年通常国会に、職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に労働時間・休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の創設等を盛り込</p>	<p>厚生労働大臣</p>

	会の建議を踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を提出した。	
裁量労働制の新たな枠組みの構築	企業の中核部門・研究開発部門等で裁量的に働く労働者が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、組織の在り方や業務の形態の変化に応じた対象範囲の拡大、手続の簡素化や対象労働者の健康確保を図るなど、「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働政策審議会の建議を踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 27 年 2 月に取りまとめられた労働政策審議会建議を踏まえ、平成 27 年通常国会に、企画業務型裁量労働制の対象業務拡大・手続の簡素化・対象労働者の健康確保措置の充実等を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を提出した。	厚生労働大臣
フレックスタイム制の見直し	柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長、年次有給休暇を活用した報酬を減らすことなく働くことができる仕組み等について労働政策審議会の建議を踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 27 年 2 月に取りまとめられた労働政策審議会建議を踏まえ、平成 27 年通常国会に、清算期間の上限を 1 か月から 3 か月に延長するなど、フレックスタイム制の見直し等を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を提出した。	厚生労働大臣
職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大	導入企業に対するコンサルティングや助成制度など、「多様な正社員」の導入が実際に拡大するような政策的支援について平成 26 年度中に検討し、平成 27 年度から実施する。	平成 27 年度から、「多様な正社員」制度の導入を検討している企業に対するコンサルティング等の支援を実施するとともに、「多様な正社員」制度を新たに導入する企業への助成等、キャリアアップ助成金を拡充した。	厚生労働大臣
予見可能性の高い紛争解決システムの構築	「あっせん」「労働審判」「和解」事例について平成 26 年度中に分析を行い、平成 27 年 6 月までに活用可能なツールを整備する。あわせて、諸外国の判決による金銭救済ができる仕組み等に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、具体化に向けた	平成 27 年 6 月に、①労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析、②その分析を踏まえて作成した「個別労働関係紛争の解決状況」確認ツール、③解雇及び個別労働関係の紛争処理についての国際	厚生労働大臣

	議論の場を速やかに立ち上げ、平成 27 年中に幅広く検討する。	比較を公表した。同年 10 月、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を立ち上げ、分析結果等を踏まえつつ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の構築に向けた検討を進めている。	
労働者派遣制度の見直し	いわゆる 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方等の見直しについての労働政策審議会における検討を踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 27 年通常国会で、労働者派遣事業を全て許可制とし、正社員化を含むキャリアアップ・雇用継続を推進する、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）が成立した。	厚生労働大臣
ジョブ・カードの抜本の見直し（ジョブ・カードから「キャリア・パスポート（仮称）」へ）	ジョブ・カードの普及が進んでいない現状を厳しく総括した上で、平成 26 年度中に、仕様も含め、コンセプトを抜本的に見直すとともに、普及浸透のための方策について検討し、結論を得る。	ジョブ・カード制度のコンセプト等の見直し等について検討を行い、労働政策審議会建議（平成 27 年 1 月）を踏まえ、平成 27 年通常国会で、ジョブ・カードの普及促進等、職業能力開発促進法の一部改正を盛り込んだ勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）が成立した。さらに、見直し後のジョブ・カードの普及促進方策等を盛り込んだ「新ジョブ・カード制度推進基本計画」を平成 27 年 9 月に策定の上、法施行に伴い、平成 27 年 10 月から新制度へ移行した。	厚生労働大臣
能力評価制度の見直し	労働市場のマッチング機能の最大化に向けて、技能検定制度の見直しや、対人サービス分野の実践的な職業能力検定の整備	能力評価制度全体の見直し等、職業能力開発促進法を含む政策全体の在り方に関する労働政策審議会建議（平成 27	厚生労働大臣

	等、能力評価制度全体の見直しをはじめ、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）を含む政策全体の在り方について検討を進め、労働政策審議会において早期に結論を得て、必要な法制上の措置等を速やかに講じる。	年1月)を踏まえ、平成27年通常国会で、対人サービス分野を中心とした技能検定制度の整備等、職業能力開発促進法の一部改正を盛り込んだ勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成27年法律第72号)が成立した。	
女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築等	「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求めるべく、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成27年通常国会で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)が成立した。平成28年4月1日の全面施行に向けて、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求めているところ。	内閣総理大臣 (女性活躍担当大臣) 厚生労働大臣
「放課後子ども総合プラン」の推進	「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設の徹底活用など、全小中学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、平成26年11月に改正した次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「行動計画策定指針」により、自治体に平成26年度内の計画策定を求める。	次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」により、自治体に対して計画策定を求めた。その結果として、同一小学校内で放課後子供教室を実施し、かつ放課後子供教室の活動プログラムに参加している放課後児童クラブが3,609か所(平成27年5月1日時点)となっており、1万か所以上を一体型で実施するという「放課後子ども総合プラン」の目標の達成に向け、着実に取組が進んでいる。	文部科学大臣 厚生労働大臣
「待機児童解消加速化プラン」の推進	平成25・26年度の2か年で約20万人分(児童人口の減少等による定員減少を加味すれば約19万人分)、平成27年度からの3か年で約20万人分(上記の減少を加味すれば約21万人分)の保育の受け皿を確保すること	平成25・26年度の2か年で保育拡大量は約21.9万人となり、緊急集中取組期間の整備目標(約20万人)は達成した。平成27年度からの3か年(取組加速期間)で、更なる保育の受け皿確保を進めると	厚生労働大臣

	で、平成 29 年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約 40 万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。	ともに、今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、「待機児童解消加速化プラン」に基づく平成 29 年度末までの整備量を上積みし、40 万人から 50 万人とすることとしている。	
「子育て支援員」の創設	地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験等が豊かな地域の人材が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みを子ども・子育て支援新制度の施行(平成 27 年 4 月)に併せて創設する。	子ども・子育て支援新制度における支援の担い手となる「子育て支援員」の質の確保を図るべく、「子育て支援員研修事業実施要綱」を策定し、平成 27 年度より都道府県等において研修事業を実施している。	厚生労働大臣
若者の雇用・育成のための総合的対策の推進	若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、総合的な対策について検討を行い、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 27 年通常国会で青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業能力開発促進法等の一部改正を盛り込んだ、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 72 号)が成立した。	厚生労働大臣
高度外国人材受入環境整備	留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援につき、平成 27 年度から、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等を母体とし、大学や JETRO 等と連携しつつ、留学生と留学生の採用に積極的な企業等のマッチング機能の充実に向け省庁横断的な取組を開始する。	平成 27 年 5 月より、外国人留学生等の就職を関係省庁・団体が連携して支援する仕組みとして、「外国人材活躍推進プログラム」を立ち上げた。同プログラムの一環として、企業の外国人材活用を支援するためのセミナーや外国人留学生を対象とした就職面接会等を開催した。また、大学や JETRO 等との連携の下、日本で就職を希望する外国人留学生の情報及び外国人留学生の	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣

		採用に関心のある企業の情報を外国人雇用サービスセンター、新卒応援ハローワークの留学生コーナー等で活用する仕組みを整備し、求職・求人のマッチング機能の充実を図った。	
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長（3年→5年）につき、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 	「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書（平成27年1月取りまとめ）を踏まえ、平成27年通常国会に、管理監督体制の強化（監理団体に対する許可や技能実習計画の認定の制度化、外国人技能実習機構の創設等）と、制度の拡充（優良な監理団体等に限った最長実習期間の3年から5年への拡大）を盛り込んだ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を提出した。	法務大臣 厚生労働大臣
	介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。	「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の中間まとめ（平成27年2月）で示された方向性及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の審議状況を踏まえつつ、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進めていく。	厚生労働大臣
持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労	製造業における海外子会社等従業員の内国受入れにつき、国内受入れを柔軟に認める要件や、事業所管省庁の関与を有する新たな手続等の具体的な制度	製造業における海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とす	法務大臣 経済産業大臣

<p>制度の検討</p>	<p>設計を平成 26 年度中に行い、平成 27 年度内の制度開始に向けて、必要な措置を速やかに講じる。</p>	<p>るため、経済産業大臣の認定を前提とした制度を創設するべく、平成 27 年度内の制度開始に向けた準備を進めている。</p>	
	<p>介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等につき、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生が引き続き国内で就労できるための新たな在留資格を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>介護福祉士の国家資格を有する者の国内における就労を認めるための新たな在留資格「介護」の創設を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部改正法案を平成 27 年通常国会に提出した。</p>	<p>法務大臣 厚生労働大臣</p>
<p>大学改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国立大学改革プラン」に基づき、平成 27 年度末までに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大（各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を 3～4 割に）、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進（1 万人規模（平成 26 年度に 6 千人規模）に拡大）等を図る。 ・ 平成 27 年年央までに、第 3 期中期目標期間（平成 28 年度～）における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度予算ベースで、各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額は、退職手当等の義務的経費を除いた運営費交付金等の額の 31.9% となり、3～4 割の目標に向けて着実に進捗している。年俸制適用者は約 9,700 人（平成 27 年 5 月現在）となり、1 万人規模の目標に向けて着実に増加している。 ・ 平成 27 年 6 月第 3 期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会において、平成 28 年度から始まる新たな第 3 期中期目標期間に向け、評価に基づくメリハリある運営費交付金の配分と評価指標（KPI）の考え方等について取りまとめるとともに、これを踏まえた「国立 	<p>文部科学大臣</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。 第3期中期目標期間が開始する平成28年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成等を強力で推進する。 	<p>大学経営力戦略」を策定した。また、文部科学省の平成28年度予算案において、国立大学の運営費交付金の算定に当たって、3つの重点支援の枠組みに基づく機能強化促進係数を新たに設定し、透明性のある客観的な評価に基づく配分を行うとともに、学長裁量経費を新設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卓越大学院の創設に向け、同院を形成する分野の設定や複数の機関が連携する仕組みを検討すべく、平成28年2月に産学官からなる検討会を立ち上げる予定。 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第88号)が平成27年4月に施行され、大学のガバナンス体制の確立を図っているところ。 	
グローバル化等に対応する人材力の強化	平成30年までに国際バカロレア認定校等を200校へ大幅に増加させるという目標に向け、一部日本語による国際バカロレアの教育プログラム(日本語DP)を、一部の認定校において平成27年度から開始する。	平成27年4月から、一部の認定校において、日本語による国際バカロレアの教育プログラム(日本語DP)を実施している。	文部科学大臣

(3) 科学技術イノベーションの推進

①KPIの主な進捗状況

《KPI》「官・民合わせた研究開発投資の対GDP比率を、5年以内(2015年度までに4%へ)【34】

⇒目標達成時期が2017年度で、目標達成期間が5年であるところ、2014年度

実績は 3.87% となり、2013 年度実績を 0.12% 上回り、KPI 達成のため現時点で必要な値である 3.79% を上回った。

② 施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
「橋渡し」機能強化等の研究開発法人の改革	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）において、研究の後期段階における受託研究等企業からの資金受入れを基本とすることなどの改革を行い、平成 26 年度中に、受託研究等企業からの収入について、フラウンホーファー研究機構（独）を参考に、現行の 3～4 倍程度とすべく数値目標を検討する。 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、プロジェクト・マネジメントの強化、ベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化などの改革を推進し、平成 26 年度中に、NEDO の新規採択額に占める割合として、ベンチャー、中小・中堅企業への支援割合を欧州主要国並みとなる 2 割程度とすべく数値目標を検討する。また、産業界のオープンイノベーションの推進を図るため、「オープンイノベーション協議会」の設立を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）について、平成 27 年 4 月から始まった第 4 期中長期目標に、民間企業からの資金獲得額を現行（46 億円/年）の 3 倍（138 億円/年）以上とすること、公設試験研究機関（公設試）等との連携を強化すること等を記載した。 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）について、平成 27 年 3 月に第 3 期中長期目標等を変更し、プロジェクト・マネージャーへの大幅な権限の付与による研究開発プロジェクトの柔軟かつ機動的な運営のための体制整備、新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合を 20% 以上とする目標等を記載した。また、平成 27 年 2 月にオープンイノベーション協議会を立ち上げ、セミナー等を開催した（事務局：NEDO、会員数：413（企業、大学、研究機関等）（平成 28 年 1 月現在））。 	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（科学技術政策）） 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣

	<ul style="list-style-type: none"> 産総研及びNEDOにおける先行的な取組について、適切に進捗状況の把握・評価を行い、その結果を受け、「橋渡し」機能を担うべき他の公的研究機関に対し、対象分野や各機関等の業務の特性等を踏まえて展開する。 研究開発法人を中核として、産学官の垣根を越えた人材結集・循環の場（イノベーションハブ）の形成に向けた取組を推進する。また、世界最先端の産学官集積地を生み出していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人理化学研究所（理研）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）、国立研究開発法人物質・材料研究機構（物材機構）、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人森林総合研究所等について、クロスアポイントメントや共同研究の一層の推進等を中長期目標等に明確に位置付けるべく検討している。 イノベーションハブ構築支援事業として、物材機構、JAXA 等を中核としたイノベーションハブを形成しているところ。また、世界に誇る地域発研究開発・実証拠点推進プログラムとして、兵庫県や神戸市との連携の下、理研を中核機関としたリサーチコンプレックスの形成を推進しているところ。 	
クロスアポイントメント制度	<p>大学、研究開発法人、民間企業におけるクロスアポイントメント制度の積極的活用を促進するための医療保険・年金や退職金等の取扱いに関する基本的枠組と留意点を取りまとめたことを受けて、平成 27 年度から導入の加速に向けて、各機関において規程の整備がなされること等を含め、関係府省において推進する。</p>	<p>平成 27 年 11 月時点で、国立大学法人等において 125 名にクロスアポイントメント制度を適用している。なお、国立大学法人等と国立研究開発法人等との間で 41 名にクロスアポイントメント制度を適用している。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（科学技術政策）） 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣</p>
研究資金制度の再構築	<p>総合科学技術・イノベーション会議を中心として、研究者が</p>	<p>研究資金の在り方については、「科学技術イノベーション</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命</p>

	<p>研究活動に専念でき、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究することが可能な競争的資金の在り方など研究資金について検討し、次期科学技術基本計画に反映する。</p>	<p>総合戦略 2015」(平成 27 年 6 月 19 日閣議決定) 及び『『日本再興戦略』改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) において、文部科学省及び内閣府の大学等に対する競争的研究費について平成 28 年度から新規採択案件について間接経費 30%を措置することとされ、これを受けて、文部科学省の平成 28 年度予算案において、大学等に対する競争的研究費の新規採択案件に対して間接経費 30%を措置した。また、内閣府においても、平成 28 年度から、競争的研究費の新規採択案件に対して間接経費 30%を措置することとした。また、内閣府を中心に、競争的研究費の間接経費等の在り方等について検討を開始した。シームレスに研究することが可能な競争的資金の在り方などを含め、これらの内容を「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定) に反映した。</p>	<p>担当大臣 (科学技術政策))</p>
<p>新たな研究開発法人制度の実現</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) に基づき、世界トップレベルの成果の創出が期待される「特定国立研究開発法人(仮称)」を制度化するため、必要な法制上の措置を可能な限り速やかに講じる。</p>	<p>平成 26 年 3 月 12 日に「特定国立研究開発法人(仮称)の考え方について」を総合科学技術会議において決定したが、我が国の経済を力強い成長軌道に乗せるためには、研究開発力の強化が重要であることに鑑み、平成 27 年 12 月 18 日に、総合科学技術・イノベーション会議の決定により、同考え方を改訂した。同考え方等に基づき「特定国立</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣 (科学技術政策))</p>

		研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案」を平成 28 年通常国会に提出すべく検討しているところ。	
職務発明制度・営業秘密保護の強化	<ul style="list-style-type: none"> 職務発明制度の見直しについて、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障することを前提に、発明のインセンティブに関する企業・従業者間の調整ガイドラインを政府が策定した上で、職務発明に関する特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることとする産業構造審議会特許制度小委員会の報告書を踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 我が国企業の営業秘密の流出防止を強化するため、刑事上の措置については処罰範囲の拡大、法定刑の引上げや非親告罪化など、民事上の措置については立証負担の軽減、除斥期間の延長等について検討を行い、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年通常国会で新たな職務発明制度を定めた、特許法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 55 号)が成立し、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、当該権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとし、また、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとした。 平成 27 年通常国会で、営業秘密侵害罪の処罰範囲の拡大、罰金刑の引上げ、非親告罪化、民事訴訟上の原告の立証負担軽減、除斥期間の延長等を内容とする、不正競争防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 54 号)が成立し、営業秘密流出に対する抑止力の向上が図られた。 	経済産業大臣
ロボットによる新たな産業革命の実現	平成 27 年 1 月に策定された「ロボット新戦略」のアクションプラン(5 年計画)に基づき、人材育成、次世代技術開発や国際展開を見据えた規格化・標準化等の分野横断的取組や、ものづくり、サービス、介護・医療、	「ロボット新戦略」に基づく施策の実施状況は平成 28 年春にフォローアップを予定している。平成 27 年 5 月に「ロボット革命イニシアティブ協議会」を設立し、本協議会と連携しつつ、製造・サー	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(科学技術政

	<p>インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業の分野別取組を着実に実施する。また、様々なロボット関係者のニーズ・シーズのマッチング・解決策の創出や国際標準の戦略的な立案・活用等を行う「ロボット革命イニシアティブ協議会」を立ち上げる。</p>	<p>ビス分野、農林水産業・食品産業分野及び介護分野における技術開発・実証・導入事業等を実施し、ロボット新戦略に基づく取組を推進している。さらに、同年9月に本協議会の下に「IoTによる製造ビジネス変革WG」、「ロボット利活用推進WG」、「ロボットイノベーションWG」を立ち上げた。</p>	<p>策)) 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
--	---	--	--

(4) 世界最高水準の IT 社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後2年間(2015年度まで)で、サイバー攻撃対応に関する国際的な連携や対話の相手国等の数を現在(2013年6月)の約80カ国から3割増を目指す」【44】
⇒2015年6月時点で、113カ国・地域に増加。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
<p>パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備</p>	<p>ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、IT総合戦略本部において取りまとめられた「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成27年9月、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、個人情報の定義の明確化、「匿名加工情報」の取扱ルールの整備、不正な個人情報の流通の抑止、これら個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会の設置等について定めた個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)が成立し、同法に基づき、平成28年1月に個人情報保護委員会が設置された。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 総務大臣</p>

<p>ビッグデータの利活用が価値を生み出す環境整備</p>	<p>データの組織の壁を越えた共有・連携によって、新たなビジネスの創出や社会課題の解決を更に促すための環境整備を進める。</p>	<p>データの横断的な利活用を推進するため、産学官からなる「一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構」と連携し、公共機関等がデータをオープン化する際の留意事項等をまとめたガイドラインを平成27年7月に公開した。また、IoT関連の技術開発、利活用、セキュリティ、プライバシー等の必要な環境整備を目的として、企業・業種の枠を超え、産官学により「IoT推進コンソーシアム」を平成27年10月に設立した。</p>	<p>総務大臣 経済産業大臣</p>
	<p>準天頂衛星などの宇宙インフラのデータや携帯電話事業者等の保有する位置情報などの各主体が独自に保有する地理空間情報(G空間情報)を集約し、検索・活用可能とするG空間プラットフォームの運用を平成28年度から開始することとし、その利活用に係るルール整備等を進める。</p>	<p>G空間プラットフォームの運用開始に向けた技術的検証等を行ったほか、利活用に係るルール整備等に向けて関係省庁等で検討を実施している。</p>	<p>総務大臣 国土交通大臣</p>
<p>公共データの民間開放</p>	<p>公共データをビジネス利用等がしやすい形式・ルールの下でインターネットを通じて公開するため、国におけるオープンデータの質・量の更なる向上・拡大を図るとともに、地方公共団体におけるオープンデータの取組を普及させる観点から、平成26年度中に「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を策定する。</p>	<p>地方公共団体のオープンデータの取組支援のために、平成27年2月に「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」及び今後オープンデータに取り組む地方公共団体向けの平易な手引書を策定した。また、平成27年6月に「新たなオープンデータの展開に向けて」を決定し、政府機関、独立行政法人等におけるオープンデータの推進、公開データの質・量の拡充を進</p>	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術(IT)政策担当大臣)</p>

		めるとともに、伝道師（オープンデータに深い見識を持つ有識者）の地方公共団体派遣、今後オープンデータに取り組む地方公共団体のためのパッケージの作成及び展開等の取組を推進している。	
	全 1,788 地方公共団体が保有するデータを集約・公開する公共クラウドを平成 26 年度中に整備し、公共データの民間開放を推進する。	平成 27 年 3 月、公共クラウドを開設し、まずは観光分野から地方公共団体が保有する公共データの民間開放を推進した。	総務大臣
「IT コミュニケーション導入指針（仮称）」の策定	従来は IT の活用を想定していなかった手続等について、諸外国調査や全数調査を踏まえ IT の活用可能性とその際に必要となる措置等に関する基本的考え方を整理した指針（「IT コミュニケーション導入指針（仮称）」）を平成 27 年夏までに策定し、それを「ものさし」として従来の手続等の検証を進めることで、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続等の見直しを加速させる。	平成 27 年 6 月、「IT 利活用に係る基本指針」を決定し、国民の安全・安心を確保する「IT 利活用の前提となる情報セキュリティの強化の視点」と、従来の対面・書面原則を転換し、IT を極力優先するという“電磁的処理の原則”など「5つの基本原則」及び、「行政における行動指針」を示した。また、平成 27 年度以降は、毎年度本指針をもとに、法令等により対面・書面による保存・交付等が規定されている手続等の全数や実態を把握する調査を実施し、オンライン化等をすべき手続の対象やそのための課題を「見える化」する。	内閣総理大臣 （情報通信技術（IT）政策担当大臣）
マイナンバー制度の積極的活用等	平成 28 年 1 月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、平成 29 年 1 月を目途とされている情報提供等記録開示システム（いわゆる「マイ・ポータル」）の整備に向けた取組を加速する。	平成 28 年 1 月のマイナンバー制度の利用開始、個人番号カードの交付開始に向けて、平成 27 年 10 月に個人番号の通知カードの送付が開始された。また、平成 29 年 1 月のマイナポータル利用開始に向けて検討を進めている。	内閣総理大臣 （社会保障・税一体改革担当大臣）

	<p>金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題、マイナンバーカードの普及に向けた取組並びに行政における公開情報への法人番号付番に向けた取組及び法人番号の活用方法等について検討を進め、特にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性については中間とりまとめを踏まえ平成 26 年度中に明らかにする。</p>	<p>平成 27 年通常国会で、マイナンバーの預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等を内容とする個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号)が成立した。また、マイナンバーカードの普及・利活用拡大については、平成 27 年 6 月に改定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、国家公務員身分証一体化の方針を提示し、平成 28 年 4 月より順次開始予定であり、マイナンバー制度のインフラを活用して、医療機関の窓口において、医療保険資格をオンラインで確認できるシステムを整備することにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能とする仕組み等についても関係省庁間で検討が進められている。さらに、法人番号付番は、平成 27 年 11 月、行政機関等が法人に係る情報を公開する際の法人番号併記方法等について周知し、平成 28 年 1 月より併記作業を順次行っている。</p>	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術(IT)政策担当大臣) 総務大臣 経済産業大臣</p>
<p>世界最高レベルの通信インフラの実用化</p>	<p>第 4 世代移動通信システム(4G)の更なる高度化と我が国技術の国際展開支援のため、平成 27 年度までに、国際的に調和</p>	<p>平成 27 年 11 月に開催された 2015 年世界無線通信会議(WRC-15)において、追加周波数特定について検討を実施</p>	<p>総務大臣</p>

	のとれた形で、更なる追加割当候補周波数を確保する。	した。	
料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し	産業の競争力強化のための情報通信分野の競争政策について、情報通信審議会による答申を踏まえ、電気通信事業法改正等の必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 27 年通常国会で、携帯電話網の接続ルールの充実等、電気通信事業の公正な競争の促進を図ること等を内容とした、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）が成立した。	総務大臣
無料公衆無線 LAN 環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進するため、関係事業者・団体等の参画による協議会を活用し、エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化に向けた検討、海外向け情報発信、整備を実施する地方公共団体等への支援等を進める。 国内発行 SIM カードの利用開始手続の改善や国際ローミング料金の低廉化その他訪日外国人旅行者が国内に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化等についての検討を踏まえ、必要な法制上の措置等を速やかに講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 無料公衆無線 LAN の利用開始手続の簡素化・一元化に係る実証実験を平成 27 年度に実施するとともに、主要な観光・防災拠点における公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部の補助を実施した。 国内発行 SIM カードについては、平成 26 年 11 月に、関係事業者とともに、平成 32 年における SIM 販売拠点の設置の目標値を定め、利用開始手続の改善に向けた取組を進めている。また、国際ローミング料金の低廉化については、関心を有する国との間で二国間協議を推進しており、平成 27 年 4 月には、タイとの間で、低廉化に向けた日タイの事業者間協議を促進すること等に合意した。さらに、訪日外国人旅行者が国内に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化について、平 	総務大臣 国土交通大臣

		成 27 年通常国会で、訪日観光客等が我が国に一時的に持ち込む携帯電話端末及び Wi-Fi 端末等について、国内の電波利用環境を維持しつつその円滑な利用を可能とすること等を内容とした電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）が成立した。	
サイバーセキュリティ推進体制等の強化	サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき、平成 27 年夏までに新たな「サイバーセキュリティ戦略」を策定するとともに、政府機関のサイバーセキュリティ監視機能及び国内外の脅威情勢、インシデント情報等の集約・分析機能強化などの措置を講じる。	日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、平成 27 年 9 月 4 日「サイバーセキュリティ戦略」を閣議決定し、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の機能強化、政府全体の取組強化等のサイバーセキュリティ対策の抜本的強化のための措置を講じた。	内閣総理大臣 （サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する 国 務 大 臣）
	「新・情報セキュリティ人材育成プログラム」(2014 年 5 月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、サイバーセキュリティに関する人材の量的不足の解消と突出した能力を有する人材の確保のため、情報処理技術者試験の見直しなど、平成 28 年度までに必要な措置を講じる。	サイバーセキュリティに関する人材の量的不足の解消と突出した能力を有する人材の確保のため、情報処理技術者試験に新たな試験区分として「情報セキュリティマネジメント試験」を追加し、平成 28 年 4 月以降、毎年 4 月と 10 月の年 2 回実施する予定。	内閣総理大臣 （サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する 国 務 大 臣） 経済産業大臣

（5）立地競争力の更なる強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る」【46】

⇒2016 年 24 位（昨年比 2 位後退）

※ランキング手法の変更により、2015 年時点での順位は 19 位から 22 位に修正。

《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）」【47】

⇒2015 年 4 位（前年と同順位）

《KPI》「今後 10 年間（2013 年～2022 年）で PPP/PFI の事業規模を 12 兆円に拡大する（2012 年度まで 4.2 兆円（2014 年 3 月時点の数値））。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、2022 年までの 10 年間で 2～3 兆円としている目標を 2016 年度末までの集中強化期間に前倒しする」【48】

⇒2,289 億円（2013 年度の PPP/PFI の事業規模、2015 年 5 月時点の数値）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
成長志向に重点を置いた法人税改革	平成 27 年度税制改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させ、国・地方を通じた法人実効税率（現行 34.62%）を、平成 27 年度に 32.11%（▲2.51%）、平成 28 年度に 31.33%（▲3.29%）に引き下げることと決定。このために必要な法制上の措置を速やかに講じる。引き続き、平成 28 年度以降の税制改正においても、20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続していく。	経済の「好循環」を確実なものにするため、税制においても、企業が収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく観点から、成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保しつつ、法人実効税率（現行 32.11%）を平成 28 年度に 29.97%に、平成 30 年度に 29.74%に引き下げることと決定した。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 総務大臣 財務大臣
国家戦略特区の加速的推進	平成 26 年臨時国会において、審議未了により廃案となった、創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値に対応した公教育を可能にする特例措置等を内容とする国家戦略特別区域法等の改正案について、一層大胆な規制改革メニューを追加し、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 改革のスピードを加速させるため、「『日本再興戦略』改訂 2014」及び「国家戦略特区におけ	平成 27 年度末までの集中取組期間内に国家戦略特区を加速的に推進し、いわゆる岩盤規制改革全般について突破口を開いていく。このため、国家戦略特区について、これまで、合計 18 回の国家戦略特別区域諮問会議及び 35 回の国家戦略特別区域会議を開催した。 平成 27 年通常国会で、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 56 号）が成立し、その中で、「公立学	内閣総理大臣 （地方創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域））

る追加の規制改革事項等について」（平成 26 年 10 月 10 日国家戦略特別区域諮問会議取りまとめ）の記載事項並びに平成 26 年夏の全国提案を踏まえ規制改革等を行うべきもののうち、法改正を要しないものは、遅くとも平成 26 年度内に実現する。

また、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など国が総合的な支援を行う「地方創生特区」を、平成 27 年春を目途に、新たに指定する。

さらに、遠隔医療、自動飛行などの「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、自治体とのマッチングを図る。

校運営の民間開放」、「地域限定保育士の創設」、「外国人家事支援人材の活用」、「国有林野に係る特例」など、教育、医療、雇用、保育、外国人材の受入れ促進などの幅広い分野に係る新たな規制の特例措置を講じた。

平成 27 年 8 月に国家戦略特区の 2 次指定区域（地方創生特区）として、秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県を指定し、同年 9 月には各区域において区域会議を立ち上げた。また、同年 12 月の第 18 回国家戦略特別区域諮問会議においては、同年春から秋の提案自治体の中から、国家戦略特区の 3 次指定区域として、広島県・愛媛県今治市、千葉県千葉市、福岡県北九州市を選定した。

2 次指定までの 9 区域について、国家戦略特区法の制定当初からの規制改革メニューである旅館業法の特例や医学部新設に係る認可の基準の特例に加え、前述の改正法における追加改革メニュー等を活用した 125 の具体的事業を認定した。

なお、平成 27 年 1 月から 7 月まで、近未来技術実証特区検討会を計 6 回開催し、遠隔医療、遠隔教育、自動走行、自動飛行などに係るヒアリング等を通じ、重要な規制改革事項について、『『日本再興戦略』改訂 2015』に盛り込んだ。

<p>公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）</p>	<p>平成26年6月に「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」を取りまとめ、民間資金等活用事業推進会議において決定した。同「取組方針」に基づき、平成28年度末までの3年間を集中強化期間として位置付け、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定するとともに、平成34年までの10年間で2～3兆円としている目標を集中強化期間に前倒し、重点的な取組を行うこととする。</p>	<p>重点分野については、空港4件、上水道1件、下水道2件、道路1件が、実施契約の締結や実施方針の公表を行う等進捗している。また、地方公共団体へのアンケートや業界団体等へのヒアリングを通じ、PPP事業の実施状況を把握するとともに、事業規模の計上や推計方法を検討し、平成25年度及び平成26年度の事業規模を推計する。推計された事業規模を基に、PFI推進委員会の審議を経て、事業規模の目標の見直しについて平成27年度内を目途に結論を得ることとしている。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 厚生労働大臣 国土交通大臣</p>
	<p>民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）に基づき仙台空港において、また、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）に基づき関西国際空港及び大阪国際空港において、平成27年度末までに空港運営事業を開始する。</p>	<p>仙台空港については、平成28年6月末までの事業完全移管に向け、平成27年12月に優先交渉権者が設立した新会社と契約を締結した。関西国際空港及び大阪国際空港については、平成27年度末までの事業移管に向け、平成27年12月に優先交渉権者が設立した新会社と契約を締結した。</p>	<p>国土交通大臣</p>
	<p>安全性確保等の観点から、公共施設等運営権者へ公務員を志向させ、公共施設等運営事業の運営等に係るノウハウの移転及び運営等の業務を行わせることにより同事業の万全な実施を図るために必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成27年通常国会で民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第71号）が成立し、専門的なノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設するなどの措置が講じられた。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 厚生労働大臣 国土交通大臣</p>
	<p>民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする特例</p>	<p>有料道路事業への公共施設等運営権方式の導入に向け、</p>	<p>内閣総理大臣 （地方創生担</p>

	<p>措置を内容とする構造改革特別区域法等の改正案について、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 27 年通常国会で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 56 号)が成立した。同年 9 月には、愛知県国家戦略特別区域における公社管理道路運営事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣による認定を行った。</p>	<p>当大臣) 国土交通大臣</p>
<p>コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成の推進</p>	<p>平成 26 年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、「国土のグランドデザイン 2050」(平成 26 年 7 月 4 日国土交通省公表)や交通政策基本法(平成 25 年法律第 92 号)に基づく交通政策基本計画も踏まえ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を着実に推進する。このため、平成 26 年度中に関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム(仮称)」を設け、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成に向けた市町村の取組を強力に支援する体制を構築する。さらに、路線再編・サービスレベルの向上等により地域公共交通ネットワークの再構築を出資により支援するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を平成 27 年 3 月に設置し、地方公共団体向けの説明会やブロック別相談会の開催等を通じて、市町村からの相談への対応や課題・ニーズの吸上げ等をワンストップで実施した。これらを踏まえ、関係省庁が連携して支援策を検討し、平成 27 年 9 月にその検討状況や今後の取組について「コンパクトシティの形成に向けた今後の取組について」として取りまとめるなど、関係施策が連携した支援策の充実や市町村内の部局間連携強化のための環境整備等を行っている。さらに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 28 号)が平成 27 年 5 月に成立、同年 8 月に施行され、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業を支援する出資等の制度が創設さ</p>	<p>国土交通大臣</p>

		れた。	
公的・準公的 資金の運用等 の見直し	<p>年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）をはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方については、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。</p> <p>GPIFについては、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。</p>	<p>年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）については、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、平成26年6月に公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」の結果を踏まえ同年10月に基本ポートフォリオの見直しを実施するとともに、ガバナンス会議の設置やコンプライアンス・オフィサーの任命等を公表した。また、平成27年4月から始まった新たな中期目標期間の開始に合わせ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、高度で専門的な人材確保の一環として、GPIFの役員に年金積立金の管理及び運用の業務を担当する理事を追加した。さらに、GPIF、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団は共同して、平成27年3月に「基本ポートフォリオ」を定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）を定めて、同年10月から適用した。</p> <p>GPIFのガバナンス体制については、平成27年12月に厚生労働省社会保障審議会年金部会において、検討を再開した。</p>	<p>総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣</p>
資金決済高度	即時振込みなどの資金決済高	全銀システムにおける土日	内閣総理大臣

化等	<p>度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に取りまとめた最終報告も踏まえ、全銀システムの土日祝日を含む稼働時間拡大の平成 30 年中の実現を目指した取組が進められるよう促す。</p>	<p>祝日を含む稼働時間拡大については、現在、全銀協において平成 30 年中の実現を目指し、システム対応等の必要な取組を進めている。</p>	<p>(内閣府特命担当大臣 (金融))</p>
	<p>商流情報 (EDI 情報) の添付拡張については、流通業界と金融機関との平成 26 年 11 月に行った共同システム実験の結果等を踏まえつつ、速やかにシステム導入されるように促す。</p>	<p>拡張された EDI 情報欄を使用することで、決済情報と商流情報を連携させる共同システム実験を平成 26 年度に実施し、業務の効率化が実現できることが確認された。</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立</p>	<p>確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等 (個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大や中小企業への確定拠出年金制度の普及等) について、社会保障審議会企業年金部会の議論を踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>社会保障審議会企業年金部会において、平成 27 年 1 月に議論の整理を行い、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設等を盛り込んだ、確定拠出年金法等の一部を改正する法律案を平成 27 年通常国会に提出した。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>電力システム改革</p>	<p>「電力システムに関する改革方針」(平成 25 年 4 月 2 日閣議決定) に基づく電力システム改革の第 3 段階として、電気事業法の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 74 号) 附則第 11 条の規定に基づき、平成 30 年から平成 32 年までを目途とする送配電部門の法的分離や、小売料金規制撤廃等を実施するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 27 年 4 月に電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国での需給調整を担う電力広域的運営推進機関を設立した。また、平成 28 年 4 月に実施する電気の小売業への参入の全面自由化に向け、平成 27 年 8 月に小売電気事業者の登録申請受付を開始した。加えて、平成 27 年 9 月に電力の適正取引の監視やネットワーク部門の中立性確保のための行為規制等を厳正に実施する電力取引監視等委員</p>	<p>経済産業大臣</p>

		会を設立した。さらに、平成 27 年通常国会で電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）が成立し、平成 32 年 4 月に送配電部門を法的に分離することや、それ以降に電気の小売料金規制を撤廃すること等が定められた。	
ガスシステム及び熱供給システム改革	エネルギー基本計画に基づき、産業ごとに存在していたエネルギー市場の垣根を取り払う観点から、電力システム改革と併せ、ガスの小売業への参入の全面自由化等を実施するため、必要な法制上の措置を速やかに講じるとともに、熱供給事業についても、その供給義務及び料金規制を廃止するなどの必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 27 年通常国会でガス事業法の一部改正を含む、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）が成立し、ガスの小売全面自由化を実施すること（平成 29 年 4 月 1 日実施予定）、都市ガス大手 3 社の導管部門を法的分離すること（平成 34 年 4 月 1 日実施予定）等が定められた。また、同法は熱供給事業法の一部改正も含んでおり、熱供給事業への参入規制について、許可制を登録制に改めること、供給義務や料金規制等を撤廃すること等が定められた（平成 28 年 4 月 1 日実施予定）。	経済産業大臣

(6) 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【2】

開業率 2012 年度：4.6% ⇒ 2014 年度：4.9%

廃業率 2012 年度：3.8% ⇒ 2014 年度：3.7%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
「ふるさと名	中小企業地域資源活用促進法	平成 27 年通常国会で、地域	経済産業大臣

物」の開発・販路開拓推進	を見直し、品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進する。このため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	産業資源を活かした「ふるさと名物」を活用した地域活性化に向けて、改正中小企業地域資源活用促進法が成立し、同年8月10日に施行された。本法の施行後、「ふるさと名物応援宣言」等による市区町村の積極的な関与や、消費者ニーズを把握している小売・ネット業者等との連携等により、商品開発・販路開拓等が促進されるよう図っているところ。	
地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	マーケットインの発想に基づく産学官連携による製品開発を促進するため、中小ものづくり高度化法の対象技術にデザイン等を追加するなど平成26年度中に支援制度を見直す。	平成27年2月に、中小ものづくり高度化法に基づく中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針を改正し、特定期間ものづくり基盤技術にデザイン開発に係る技術を追加した。これを踏まえ、革新的なものづくり産業創出連携促進事業においてデザイン開発に係る技術を採択し、支援した。	経済産業大臣
小規模事業者の振興に向けた枠組みの整備	独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度について、事業承継支援の強化等を図るため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成27年通常国会で、小規模企業共済制度において親族内で事業承継した場合の共済金の支給額の引上げ等を盛り込んだ、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第61号）が成立した。平成28年4月（予定）の施行に向けて小規模企業共済制度を運営する独立行政法人中小企業基盤整備機構において、改正法を反映した事業承継支援等の制度変更の準備を進めている。	経済産業大臣

連携中枢都市圏構想等の推進	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するため、「地方中枢拠点都市圏」及び「高次地方都市連合」を平成26年度に統合し、創設した「連携中枢都市圏」について、平成27年度において地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、対象となる都市（圏）の条件を確定させ、その形成に努める。あわせて、地方圏における定住の受け皿の形成を目的とする「定住自立圏」について、人口の観点を含めこれまでの取組成果を再検証し、その結果を踏まえ、必要な対応策を検討する。	地方公共団体の意向調査結果を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）において連携中枢都市圏の都市圏条件を確定させた。また、連携中枢都市圏について対象となる都市において説明会を実施した。平成27年12月までに、4つの連携中枢都市圏が形成された。また、定住自立圏については、平成28年1月までに、102の圏域が形成されたところであり、これらの圏域の取組成果について、平成27年度中に取りまとめを予定している。	総務大臣 国土交通大臣
---------------	---	---	----------------

2. 「戦略市場創造プラン」 関連

(1) 国民の「健康寿命」の延伸

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】」【60】

⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳

《KPI》「2020年までにメタボ人口を2008年度比25%減【1400万人（2008年度）】」【61】

⇒2013年度：2008年度比16.0%減

《KPI》「2020年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診を含む）【67.7%（2010年）】」【62】

⇒2013年：66.2%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり	全ての健康保険組合をはじめ、医療保険者が、平成26年度以降、順次、レセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」の作成・公表を行い、平成27年度までにレセプト・健診情報	平成26年度内に、99%の健康保険組合でデータヘルス計画の作成が実現した。データヘルス計画実施の初年度となる平成27年度、厚生労働省主催で、初の取組として、医療	厚生労働大臣

	などのデータ分析に基づく保健事業を実施することを推進する。	保険者や自治体等と健康・予防サービスを提供する事業者が出会い、連携を推進させる場として、「データヘルス・予防サービス見本市 2015」を開催した。	
食の有する健康増進機能の活用	いわゆる健康食品などの加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できるようにするための新たな方策について、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」報告書及び消費者委員会での審議を踏まえ、平成 26 年度中に結論を得た上で実施する。	機能性表示食品について定める食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)が平成 27 年 3 月 20 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されている。また、同年 3 月 30 日に、消費者庁が「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」を公表した。	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)) 農林水産大臣
医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設	<ul style="list-style-type: none"> 非営利新型法人制度の創設については、速やかに結論を得て、平成 27 年中に制度上の措置を講じることを目指す。このため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。 当該新制度を活用した他病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるように、必要な制度設計について、平成 26 年度中に検討・結論を得て、平成 27 年度中に制度上の措置を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の医療法人等を社員総会等により統括し一体的に経営可能とする、地域医療連携推進法人制度の創設等を盛り込んだ、医療法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 74 号)が平成 27 年通常国会で成立した。 当該新制度を活用した大学附属病院の別法人化の具体的な仕組みについては、平成 27 年 12 月に案を公表した。平成 27 年度中に制度上の措置を行うべく、検討を行っている。 	文部科学大臣 厚生労働大臣
医療用医薬品から一般用医薬品への移行(スイッチ OTC)の促進	セルフメディケーションの推進に向け、医薬品(検査薬を含む)の医療用から一般用への転用(スイッチ OTC)を加速するため、以下の措置を講ずる。		厚生労働大臣

	<ul style="list-style-type: none"> 企業の承認申請に応じて速やかな審査を行う。このため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の予見性を高め、企業の開発を促すため、承認審査における審査期間の目標設定やその短縮、企業からの相談に対応する体制の拡充等について、平成26年度から順次措置を講じる。 海外の事例も参考に、平成26年度中に産業界、消費者等のより多様な主体からの意見が反映される仕組みとなるよう措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の第3期中期計画（平成26年度から5か年計画）において、要指導・一般用医薬品について審査期間短縮に向けた目標設定（平成30年度までに行政側期間7か月）を行った。あわせて、新一般用医薬品開発妥当性相談等の相談事業を実施している。 産業界・消費者等のより多様な主体からの意見が反映される仕組みについては、関係団体及び関係業界と調整を進め、平成27年5月の薬事・食品衛生審議会要指導・一般用医薬品部会及び同年6月の薬事分科会に新たなスキーム案を提示し、了承された。 	
<p>個人に対する健康・予防インセンティブの付与</p>	<p>以下について、平成27年1月に社会保障制度改革推進本部で決定された医療保険制度改革骨子に沿って、所要の措置を速やかに講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者の保健事業として、加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付等を行うことができる旨を明示し、その普及を図る。 財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるようにすることを可能とするなどのインセンティブの導入について、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検 	<p>個人に対する予防・健康づくりに向けたインセンティブを付与するため、保険者が行う保健事業として加入者の自助努力への支援を追加すること等を内容とする、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成27年通常国会で成立した。個人の予防・健康づくりに向けた取組に応じたヘルスケアポイント付与や保険料への支援等を保険者が行う際の具体的な基準等に関する考え方について、「個人</p>	<p>厚生労働大臣</p>

	討する。	への予防インセンティブ検討ワーキンググループ」で平成27年9月から議論を開始し、ガイドラインを平成27年度中に公表する予定。	
保険者に対する健康・予防インセンティブの付与	後期高齢者支援金の加算・減算制度について、保険者に対するより一層の効果的なインセンティブとなるよう、特定健診・保健指導の効果検証等も踏まえつつ、平成27年1月に社会保障制度改革推進本部で決定された医療保険制度改革骨子に沿って、所要の措置を速やかに講じることを目指す。	平成27年10月から「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、保険者種別共通の評価項目について検討し、平成28年1月に取りまとめを行った。この結果を踏まえ、保険者種別ごとにインセンティブを強化する仕組みの制度設計等を検討し、平成27年度内目途に上記検討会に報告する予定。	厚生労働大臣
経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与	以下の論点について検討し、所要の措置を平成26年度中に講じることを目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等が健康投資を評価するための指標の構築 ・ 健康経営銘柄（仮称）の設定の検討 ・ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」やCSR報告書等に「従業員等の健康管理や疾病予防等に関する取組」を記載 等 	有識者等の協力の下、健康投資を評価するための指標を定めるとともに、平成27年3月に、経済産業省と東京証券取引所が共同で「健康経営銘柄」として22業種22社を選定した。また、平成28年1月、第2回目となる「健康経営銘柄2016」として25業種25社を選定した。厚生労働省においても、このような健康経営の取組について、保険者団体を通じて周知し、企業と健康保険組合の連携を推進している。さらに、平成27年2月に、経済団体、投資家、健康保険組合連合会等関係者の参加・協力の下で、「企業による『健康投資』に係る情報開示の方向性について」を取りまとめ、平成27年度中には「情報発信のあり方に関する手引き書」の策定を予定して	内閣総理大臣 （健康・医療戦略を担当する国務大臣（以下「健康・医療戦略担当大臣」という。）） 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣

		いる。	
先進的な医療へのアクセス向上（評価療養）	抗がん剤に続き、再生医療や医療機器についても専門評価組織を平成 26 年度中に立ち上げ、保険収載に向けた先進医療の評価の迅速化・効率化を図る。	中央社会保険医療協議会において、再生医療、医療機器に係る専門評価体制の在り方を議論し、平成 27 年 4 月 1 日より運用を開始している。	厚生労働大臣
療養時のアメニティの向上（選定療養）	選定療養について、対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築する。具体的には、現行の選定療養の利用状況について、早期に調査するとともに、学会等を通じ、定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを平成 26 年度中に構築する。	定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを構築し、平成 27 年 3 月に、国民からの提案・意見募集を実施した。今後、定期的に把握を行い、随時、中央社会保険医療協議会において検討・措置を行う。	厚生労働大臣
革新的な医療技術等の費用対効果分析の導入等	革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点を平成 28 年度を目途に試行的に導入する。	費用対効果評価について、中央社会保険医療協議会において、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等の検討を行っており、平成 28 年度から試行的導入を実施する予定。	厚生労働大臣
「日本版コンパッショネートユース」の導入	医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬について、開発・承認を進める一方で、治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させるための仕組みの導入に向けた検討を進め、平成 27 年度から運用を開始する。	平成 27 年 9 月に薬事・食品衛生審議会薬事分科会に具体的な骨子案を提示した。平成 28 年 1 月に医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 9 号）を公布し、同年 1 月に施行した。	厚生労働大臣
「患者申出療養（仮称）」の創設	困難な病気と闘う患者の国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養費制度の仕組みとして「患者申出療養（仮称）」を創設する。このため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	患者申出療養の創設等を盛り込んだ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が平成 27 年通常国会で成立。患者申出療養については、平成 28 年 4 月施行される予定。	厚生労働大臣

<p>地域医療連携ネットワークの普及促進</p>	<p>自治体ごとに個人情報保護条例やその運用（患者同意の取り方等）が異なっていることが、地域医療連携ネットワークの普及促進のための課題となっているとの指摘があることを踏まえ、平成 26 年度中に全国各地の事例の収集及び成功事例の分析を行い、所要の措置を講じる。</p>	<p>平成 26 年度に、地域医療情報連携ネットワークの構築状況（患者同意の取得方法、共有している情報項目等）等について、調査・分析を実施した。この調査結果も踏まえ、平成 30 年度までを目標に地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を実現することとした。さらに、この目標実現のため、各都道府県が策定する医療計画等に地域医療情報連携ネットワークの今後の取組を記載することを促すこととし、また、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策等を講じている。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>医療の国際展開</p>	<p>各国と署名を行った二国間の医療・保健分野に関する協力覚書等に基づき、医師・看護師などの人材育成や公的医療保険制度整備の支援、医療サービス拠点などの医療関連事業の展開、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等を行うべく、平成 27 年度中に具体的な事業に着手する。</p>	<p>平成 26 年度は 5 か国、平成 27 年度は 3 か国（平成 28 年 1 月現在）と、医療・保健分野に関する協力覚書等の署名や共同プレスリリースを行った。また、平成 28 年 1 月現在、医療拠点を 3 か所創設している。平成 27 年 6 月、医薬品・医療機器等分野での国際規制調和や国際協力をより強力に推進していくため、この分野における中長期的なビジョンや施策のプライオリティを明確化した「国際薬事規制調和戦略～レギュラトリーサイエンス イニシアティブ～」を取りまとめ、公表した。さらに、同年 9 月、日本の経験、技術、知見等を活用し、国際的な保健課題に対応して</p>	<p>内閣総理大臣 （健康・医療戦略担当大臣） 外務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣</p>

		いく方針を盛り込んだ「平和と健康のための基本方針」を定めた。	
--	--	--------------------------------	--

(2) クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

①KPIの主な進捗状況

《KPI》「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020年に年間5,000億円(世界市場の5割程度)」【82】
⇒2013年度：年間2400億円(車載用・電力貯蔵用蓄電池の市場規模の合計)
※シェアに固執することなく、確実に先端蓄電池市場を獲得し、収益を確保するため、KPIを「2020年に世界市場の5割獲得」から変更。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
電力システム改革(再掲)	「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)に基づく電力システム改革の第3段階として、電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号)附則第11条の規定に基づき、平成30年から平成32年までを目途とする送配電部門の法的分離や、小売料金規制撤廃等を実施するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成27年4月に電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国での需給調整を担う電力広域的運営推進機関を設立した。また、平成28年4月に実施する電気の小売業への参入の全面自由化に向け、平成27年8月に小売電気事業者の登録申請受付を開始した。加えて、平成27年9月に電力の適正取引の監視やネットワーク部門の中立性確保のための行為規制等を厳正に実施する電力取引監視等委員会を設立した。さらに、平成27年通常国会で電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)が成立し、平成32年4月に送配電部門を法的に分離することや、それ以降に電気の小売料金規制を撤廃すること等が定められた。	経済産業大臣
新築住宅・建築物の省エネ	建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、大規模な建	平成27年通常国会で建築物のエネルギー消費性能の向	経済産業大臣 国土交通大臣

基準への適合義務化	建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等について、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	上に関する法律(平成27年法律第53号)が成立し、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等が創設された。	
民間事業者の海洋資源開発分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプラン策定	民間事業者の海洋資源開発分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランについて、平成27年度半ばまでに策定する。	平成27年6月に「民間事業者の海洋資源開発関連分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプラン」を策定した。	内閣総理大臣 (海洋政策・領土問題担当大臣)

(3) 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

①KPIの主な進捗状況

<p>《KPI》「2030年に国内の重要インフラ・老朽化インフラは全てセンサー、ロボット等を活用した高度で効率的な点検・補修が実施されている」【94】 ⇒次世代社会インフラ用ロボット及びセンサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、現場検証を実施している。</p>
--

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
インフラ長寿命化基本計画の策定	「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、平成28年度末までに「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定する。	国においては、平成27年10月1日時点で、策定を予定している13府省庁のうち8省庁(国土交通省、農林水産省、法務省、警察庁、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、防衛省)が、地方公共団体等においては、平成27年4月1日時点で、策定を予定している3,689団体のうち701団体が、それぞれ行動計画を策定した。	内閣総理大臣 (内閣官房長官、情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(宇宙政策)、国家公安委員会委員長、復

			興大臣) 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣
次世代社会インフラ用ロボット、モニタリング技術の研究開発・導入	次世代社会インフラ用ロボットについて、平成 26 年 4 月からの公募を踏まえ、直轄事業の現場における検証・評価を行い、開発・改良を促進し、平成 28 年度以降、直轄事業における試行的導入を経て本格導入を図る。また、社会インフラのモニタリング技術について、平成 26 年 9 月からの公募を踏まえ、現場における検証・評価を行い、その結果を踏まえ、随時、現場導入を図る。	次世代社会インフラ用ロボットについて、平成 27 年 5 月から 6 月に公募を行い、71 者、145 検証項目の応募があった。平成 28 年度からの試行的導入に向け、平成 27 年 10 月より順次 12 箇所にて現場検証を実施し、同年度中に評価結果を公表する。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の 5 分野で、平成 26 年 9 月より公募を開始し、同年 12 月までに 40 件の現場検証を実施する技術を決定した。現在、現場検証を実施しており、評価結果を公表することとしている。	経済産業大臣 国土交通大臣

(4) 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」【97】

2013 年度末：48.7% ⇒ 2014 年度末：50.3%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映し

て担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する」【98】

2011年産の全国平均のコメの生産コスト 16,001円/60kg

⇒2014年産の担い手のコメの生産コスト

- ・個別経営* 11,558円/60kg (16,001円/60kgに対し2.8割減)
- ・組織法人経営** 11,885円/60kg (16,001円/60kgに対し2.6割減)

*認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体 (水稻作付面積15ha以上層)

**米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体 (平均水稻作付面積約27ha)

《KPI》「今後10年間(2023年まで)で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」【99】

2010年：1万2,511法人 ⇒ 2014年：1万5,300法人

《KPI》「6次産業化の市場規模を2020年に10兆円にする」【100】

2013年度：4.7兆円*

*食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等)の市場規模の合計

《KPI》「酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる」【101】

2014年：236件 ⇒ 2015年(4月末)：284件

《KPI》「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円(現状(2012年)約4,500億円)とする」【102】

2012年：4,497億円 ⇒ 2014年：6,117億円

《KPI》「2013年に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し(⇒達成)、さらに2020年に向けて、2,000万人を目指すとともに、2030年には3,000万人を超えることを目指す」【103】

⇒2013年：1,036万人 2014年：1,341万人 2015年：1,974万人

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農地中間管理機構による農地集積・集約化	平成27年春先(4月を目前)に、農地の集積・集約化及び企業も含めた担い手の新規参入状況等の実情を把握し、平成26年度の各都道府県の農地中間管理機構の実績を評価する。その上で、必要な措置を講じることにより、同機構を通じた農地集積・集約化を推進する。	平成26年度の各都道府県の農地中間管理機構の実績については、平成27年6月開催の農林水産業・地域の活力創造本部等において、評価を実施した。その上で、評価に基づき、同機構の実績等の公表、同機構の体制の改善、農地の集積・集約化の環境整備及び農地情報公開システムの機能向上など、同機構の機能強化に係る施策を講じ、	農林水産大臣

		同機構を通じた農地集積・集約化を推進した。また、「平成 28 年度税制改正の大綱」(平成 27 年 12 月 24 日閣議決定)において農地の保有に係る課税の強化・軽減について所要の措置を講じることを決定した。	
米の生産調整の見直しのための環境整備	米の生産調整の見直しについては、平成 30 年産米からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組むとともに、その環境整備を進める。	米の生産調整の見直しについては、平成 30 年産米からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう、安定取引の推進や、現物市場の活性化に向けた後押し、戦略作物の本作化に向けた生産性向上など、環境整備を進めた。	農林水産大臣
農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革	「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)に沿って、農業委員の選出の方法の見直し、農業生産法人の役員要件・議決権要件の見直し、地域の農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行など一体的な改革を実施するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。	平成 27 年通常国会で、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)が成立し、農業協同組合・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを行った。	農林水産大臣
6 次産業化の推進	農林漁業成長産業化ファンドにおける農林漁業者の出資割合の取扱いについて、農林漁業の 6 次産業化の政策目的を十分に踏まえながら、ガイドラインの策定、サブファンドの出資割合の引上げといった措置の状況も見つつ、平成 27 年末を目途として総合的に検討を進める。	農林漁業成長産業化ファンドについては、平成 26 年 10 月にサブファンドの出資割合引上げの特例を定める支援基準の改正及び「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」の発出を行った結果、無議決権株式や資本金劣後ローンの活用が進み、農林漁業者の資力不足の補完に一定の成果が得られた。さらに、従来の間	農林水産大臣

		<p>接出資に加え、農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）による直接出資を積極的に活用し、更なる出資拡大を図ることとしている。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の国内外での販路開拓等を支援する事業者を新たに直接出資の対象に追加することとした。</p>	
輸出環境の整備	<p>国際的に通用する HACCP をベースとした規格とその認証スキームを官民連携の下で検討し、構築する。平成 27 年度早期に国際的に通用する GAP の規格づくりを進める。</p>	<p>HACCP をベースとする食品安全管理に関する規格とその認証の仕組みについては、平成 27 年度中の構築を目指し、準備委員会において検討が進められ、平成 28 年 1 月に、規格策定や認証スキームを運営する一般財団法人食品安全マネジメント協会が立ち上がった。また、輸出用 GAP については、青果物、穀物及び茶の分野について、平成 27 年度中の規格策定に向けて、「GAP 戦略協議会」において検討を進めている。</p>	<p>厚生労働大臣 農林水産大臣</p>
ジャパン・ブランドの推進	<p>平成 27 年早期に水産物等の分野において品目別輸出団体を整備し、輸出促進の取組を支援する。</p>	<p>平成 27 年 5 月までに、コメ・コメ加工品、牛肉、日本茶、林産物、花き、水産物及び青果物の 7 つの分野において、品目別輸出団体が整備された。</p>	<p>農林水産大臣</p>
外国人旅行者の滞在環境の改善	<p>消費税免税店の拡大及び利便性向上を図る観点から、平成 27 年 4 月より、商店街等における免税手続を、「免税手続カウンター」でまとめて行えるようにする手続委託型輸出物品販売場制度を創設するととも</p>	<p>平成 27 年 4 月より、商店街等における免税手続を、「免税手続カウンター」でまとめて行えるようにする手続委託型輸出物品販売場制度を創設するとともに、外航クルーズ船が寄港する港湾</p>	<p>財務大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>

	に、外航クルーズ船が寄港する港湾における免税店に係る届出制度を創設する。	における免税店に係る届出制度を創設した。	
外国人の長期滞在を可能とする制度の創設	海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度について、産業競争力会議における議論も踏まえ、関係省庁と調整を行いつつその具体的な内容を早急に確定させるとともに、必要な措置を講じ、平成 27 年度早期に実施する。	平成 27 年 6 月に、海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度を創設した。	法務大臣

3. 「国際展開戦略」 関連

①KPI の主な進捗状況

<p>《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70%（2012 年：18.9%）以上」【107】</p> <p>⇒2016 年 1 月時点：22.3%</p> <p>※日本の貿易総額に占める、2016 年 1 月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2014 年貿易額ベース）</p> <p>※大筋合意に至った TPP 協定を含む FTA 比率は 37.2%</p> <p>※8 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中</p> <p>《KPI》「我が国企業の 2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円（2010 年約 10 兆円）」【111】</p> <p>⇒2013 年：約 16 兆円</p> <p>※KPI は「事業投資による収入額等」を含む</p> <p>《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在（2010 年度）の約 3 倍に増加させる」【115】</p> <p>2010 年度：66.3 億円 ⇒ 2013 年度：105.7 億円</p>

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
経済連携の推進	TPP 交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。	平成 27 年 1 月に日豪 EPA が発効したほか、同年 2 月に日モンゴル EPA が署名され、同年 10 月に TPP 交渉が大筋合意に至った。	内閣総理大臣 （経済再生担当大臣） 外務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
国家戦略特区の加速的推進	平成 26 年臨時国会において、審議未了により廃案となった、	平成 27 年度末までの集中取組期間内に国家戦略特区を	内閣総理大臣 （地方創生担

<p>(再掲)</p>	<p>創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値に対応した公教育を可能にする特例措置等の内容とする国家戦略特別区域法等の改正案について、一層大胆な規制改革メニューを追加し、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p> <p>改革のスピードを加速させるため、「『日本再興戦略』改訂2014」及び「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（平成26年10月10日国家戦略特別区域諮問会議取りまとめ）の記載事項並びに平成26年夏の全国提案を踏まえ規制改革等を行うべきもののうち、法改正を要しないものは、遅くとも平成26年度内に実現する。</p> <p>また、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など国が総合的な支援を行う「地方創生特区」を、平成27年春を目途に、新たに指定する。</p> <p>さらに、遠隔医療、自動飛行などの「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、自治体とのマッチングを図る。</p>	<p>加速的に推進し、いわゆる岩盤規制改革全般について突破口を開いていく。このため、国家戦略特区について、これまで、合計18回の国家戦略特別区域諮問会議及び35回の国家戦略特別区域会議を開催した。</p> <p>平成27年通常国会で、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)が成立し、その中で、「公立学校運営の民間開放」、「地域限定保育士の創設」、「外国人家事支援人材の活用」、「国有林野に係る特例」など、教育、医療、雇用、保育、外国人材の受入れ促進などの幅広い分野に係る新たな規制の特例措置を講じた。</p> <p>平成27年8月に国家戦略特区の2次指定区域（地方創生特区）として、秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県を指定し、同年9月には各区域において区域会議を立ち上げた。また、同年12月の第18回国家戦略特別区域諮問会議においては、同年春から秋の提案自治体の中から、国家戦略特区の3次指定区域として、広島県・愛媛県今治市、千葉県千葉市、福岡県北九州市を選定した。</p> <p>2次指定までの9区域について、国家戦略特区法の制定当初からの規制改革メニューである旅館業法の特例や医学</p>	<p>当大臣、内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）</p>
-------------	--	--	--------------------------------

		<p>部新設に係る認可の基準の特例に加え、前述の改正法における追加改革メニュー等を活用した125の具体的事業を認定した。</p> <p>なお、平成27年1月から7月まで、近未来技術実証特区検討会を計6回開催し、遠隔医療、遠隔教育、自動走行、自動飛行などに係るヒアリング等を通じ、重要な規制改革事項について、『「日本再興戦略」改訂2015』に盛り込んだ。</p>	
インフラ輸出・資源確保	<p>インフラ輸出や中小企業の海外展開等を支援する独立行政法人日本貿易保険について、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させることを目指し、全額政府出資の特殊会社に移行するため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成27年通常国会で、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第59号）が成立し、独立行政法人日本貿易保険は平成29年4月に全額政府出資の特殊会社に移行することとなった。</p>	経済産業大臣
	<p>海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（仮称）の設立等のため、必要な法制上の措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成27年通常国会で、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）が成立し、同年11月に同機構が設立された。</p>	総務大臣
新たな政府横断的クールジャパン推進体制の構築	<p>クールジャパン機構によるリスクマネーの供給により、事業案件組成等を逐次実施する。</p>	<p>クールジャパン機構は、平成25年11月に設立後、平成27年末までに「メディア・コンテンツ」、「食・サービス」、「ファッション・ライフスタイル」等の分野において、計13件の投資案件を決定した。</p>	経済産業大臣

三. KPI レビューの実施

「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂 2014」により、117 の KPI が設定されているが、これらの各 KPI について、平成 27 年 10 月 15 日の第 24 回産業競争力会議において、その進捗状況等を踏まえて、A、B、F、N の 4 種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI が目標達成に向けて進捗しているものを A、A ほど KPI が進捗していないものを B、施策の実行自体が KPI となっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものを F、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う）を N とした。

これらに関して、B 区分としたものをはじめとして、何が足りないのか、改善の必要はあるのか等について、また A 区分としたものについても目標達成に向けた一層の取組について、実行実現点検会合の場や内閣官房日本経済再生総合事務局と各担当省庁の間において議論（KPI レビュー）を行った。以下は、KPI レビューを行った KPI とその議論の概要である。

また、117 の各 KPI の現状における進捗（A、B、F、N の区分）及び進捗の詳細については、別添において取りまとめており、117 の各 KPI の進捗状況については、A 区分 55、B 区分 27、F 区分 17、N 区分 18 となっている。

KPI	KPI レビューの概要
今後 3 年（2015 年度まで）の内に、設備投資をリーマンショック前の水準（年間約 70 兆円（2007 年までの 5 年間平均））に回復させることを目指す【1】	設備投資水準は 2012 年度に 64.9 兆円であったところ、2013 年度は 68.2 兆円となっている。目標達成期間が 3 年となっており、2014 年度においては 3 分の 2 の進捗である 68.3 兆円が望まれるところ、これを達成している（2014 年度：68.4 兆円）。他方、グローバル競争の激化や急速な技術革新により不確実性の高まる時代に日本経済が歩むべき道筋を明らかにし、政府として取り組むべき環境整備の在り方と民間投資の目指すべき方向性を共有するため、未来投資に向けた官民対話を開催し、民間投資を更に後押しする取組を行っている。
2014 年度末までに約 20 万人分、2017 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す（「待機児童解消加速化プラン」）【9、10、11】	「待機児童解消加速化プラン」での目標を上回り、2013・2014 年度の 2 か年で約 21.9 万人分の保育の受け皿を確保したが、2015 年 4 月の待機児童数は、前年に比べ 1,796 人増加し、23,167 人となった。これは、2015 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度において、教育・保育サービスの提供については、サービスメニューが多様化するなどの理由から、利用申請者数が大幅に増加するとともに、アベノミクスによる企業業績の改善に伴い、子育て世代の有配偶女性の就業率の上昇が進んでいることなどが原因と考えられる。今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づく 2017 年度末までの整備量を上積みし、40 万人から 50 万人とすることとしている。
2020 年、25～44 歳の女	女性就業率は 68%（2012 年）から 70.8%（2014 年）と KPI 達成に

性就業率：73%【12】	向け順調に推移している。今後とも、保育の受け皿整備等を進めるとともに、更なる就業率の向上を目指す。
2020年、男性の育児休業取得率：13%【14】	<p>男性の育児休業取得率については、直近の2014年度の実績が2.30%と極めて低い状況にあり、男性が取得しなかった理由としては、育児休業を取得しづらい職場の雰囲気や収入の減少といった経済的な理由が挙げられている。これらに対応するため、これまでに、改正次世代育成支援対策推進法に基づく企業の仕事と子育ての両立支援の取組やイクメンプロジェクトの推進、育児休業給付金の給付割合の引き上げの周知などの施策を行ってきており、さらに2016年度は、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金を新設することとしている。</p>
指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度【15】	<p>民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合についてみると、2012年の6.9%から2014年には8.3%へと着実に改善し、かつ、2012年から2014年までの直近2年間の伸び(年平均0.7ポイント)は、2009年から2014年までの直近5年間の伸び(年平均0.4ポイント)の約1.8倍に高まっている。</p> <p>こうした女性活躍の動きを更に加速させるため、2015年12月25日に閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」では、指導的地位に成長していく女性の人材プールを厚くするための目標を設定するとともに、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援などの取組を大胆に進めることを新たに盛り込んだ。同計画を踏まえ、2015年8月に成立した女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定のための事業主への支援等を通じ、働く場面で女性が活躍できる基盤を整備していくとともに、女性の活躍状況の見える化や各種認定制度の活用による女性活躍に取り組む企業に対するインセンティブ付与、女性活躍加速化助成金等の活用による女性の能力の開発・発揮のための支援、女性の活躍の重要性に関する経営者・管理職等の理解の促進などに取り組んでいく。</p> <p>また、国家公務員については、2014年10月に各府省の事務次官級の会議において「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を策定するとともに、各府省等においても取組計画を策定したところであり、引き続き女性職員の採用・登用の拡大に積極的に取り組むとともに、男女問わず職員のワーク・ライフ・バランスを一体的に推進していく。</p>
イノベーション（技術力）世界ランキングを、5年以内（2017年度末まで）に世界第1位に【33】	<p>目標達成期間が2017年度末で、目標達成期間が5年であるところ、2015～2016年は、2014～2015年から順位を1位下げて第5位となり、KPIの目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。進捗は不十分。</p> <p>今後、本格的な産学連携によるオープンイノベーションを強力に推</p>

	<p>進するなど、イノベーション・ナショナルシステムの実装を加速することにより、我が国の企業、大学、研究開発法人によるイノベーション創出力を向上させる。</p>
<p>官・民合わせた研究開発投資の対 GDP 比率を、5 年以内（2015 年度まで）に 4 % へ【34】</p>	<p>目標達成時期が 2017 年度で、目標達成期間が 5 年であるところ、2014 年度実績は 3.87% となり、2013 年度実績を 0.12% 上回り、KPI 達成のため現時点で必要な値である 3.79% を上回った。</p> <p>目標達成に向けて、産業界の研究開発投資を促進するとともに、政府研究開発投資の対 GDP 比 1 % を目指す。</p>
<p>2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る【47】</p>	<p>2015 年のランキングは 4 位だった（2014 年と同順位）。「文化・交流」の項目では、海外からの訪問者数等で指数が上昇し、順位が 6 位から 5 位に上昇するほか、「居住」の項目では完全失業率等で指数が上昇し、順位が 17 位から 15 位へ上昇。一方、「環境」の項目においては、データ収集方法の見直しがあり、順位が 9 位から 13 位へ下降した。KPI 達成に向けて、雇用労働相談センターの設置等をはじめとする雇用・医療・都市再生等の分野における国家戦略特区の加速的推進、羽田空港の年間発着枠増加に向けた飛行経路の見直し等による首都圏空港の機能強化、CIQ 体制の充実等によるインバウンド（訪日外国人旅行者）の飛躍的拡大に向けた取組等を着実に実行していく。</p>
<p>今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される【97】</p>	<p>担い手への農地集積割合は、48.7%（2013 年度末）から 50.3%（2014 年度末）まで増加したものの、進捗は不十分（B 評価）であると評価された。このため、農地中間管理機構の機能強化をはじめとする「『日本再興戦略』改訂 2015」に掲げられた農地の集積・集約化に向けた取組を、国・都道府県・市町村など関係者が一丸となって加速させていくとともに、引き続き PDCA サイクルを回していくために、2015 年度における農地の集積・集約化の実績を可能な限り早期に把握し、同機構の評価を行い、必要に応じて更なる機能強化策を検討していく。</p>
<p>今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする【99】</p>	<p>法人経営体数は、1 万 4,600 法人（2013 年 2 月）から 1 万 5,300 法人（2014 年 2 月）まで増加したものの、目標達成に向けては、進捗は不十分（B 評価）であると評価された。このため、都道府県レベルにおいて、2015 年度中に法人化の目標設定をするとともに、農業経営アドバイザー・税理士・中小企業診断士・地域金融機関等の経営に関する専門家による支援体制を整備するなど、法人化の推進に向けた取組を加速していく。</p>
<p>2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円とし、2030 年に 5 兆円とする【102】</p>	<p>農林水産物・食品の輸出額は、4,497 億円（2012 年）から、6,117 億円（2014 年）まで増加しており、2020 年までに輸出額を 1 兆円に拡大するという目標達成に向けて、順調に進捗していると評価された。引き続き、「『日本再興戦略』改訂 2015」及び「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）において掲げられている 2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の前倒しに向け</p>

	て、ジャパン・ブランドの推進や輸出環境の整備に向けた取組を進めていく。
2013年に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し(⇒達成)、さらに2020年に向けて、2,000万人を目指すとともに、2030年には3,000万人を超えることを目指す【103】	ビザ発給要件の緩和、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、航空ネットワークの拡大等の政府一丸となった取組や継続的な訪日プロモーションの展開等により、訪日外国人旅行者数は2015年で1,974万人となっており、「2020年2,000万人」というKPI達成に向けたペース(1,312万人)を上回っている。 引き続き、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)に基づき、政府一丸、官民一体となった取組を進める。
2018年までに、FTA比率70%以上【107】	日本の貿易総額に占めるFTA比率(2014年貿易額ベース)は22.3%だが、大筋合意に達したTPPの参加国との貿易額をFTA比率に含めると37.2%となる。本KPIは、TPP協定の署名・発効や、政府として早期妥結に向け取り組んでいるRCEP、日中韓FTA、日EU・EPA等を含む経済連携交渉の進展次第であることから、引き続き推移を注視する必要がある。
我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円【111】	2013年のインフラ受注実績は、約16兆円であり、KPIの達成に向けて順調に推移している。なお、アジア地域を始めとする膨大なインフラ需要には、民間資金やノウハウも活用しつつ、質的・量的に十分かつ迅速に 대응していく必要があり、2015年5月に「質の高いインフラパートナーシップ」、同年11月にその更なる具体策を発表した。これらを通じて従来以上に質・量ともに十分なインフラ投資を各地域で迅速に実現することが重要である。
『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の輸出額を2020年までに、2010年比で2倍【113】	2013年度の中堅・中小企業の輸出額は、約13.8兆円であり、目標達成のため、2010年度以降毎年輸出額が均等に増加したと仮定した場合の現時点での値を下回っているが、「日本再興戦略」策定前の2012年度から策定後の2013年度にかけて輸出額は12.4兆円から13.8兆円に増加しており、今後も同率の伸びが続けば目標達成が見込まれる。今後は、目標達成に向けた取組を更に加速させるため、先般大筋合意に至ったTPP協定のメリットを最大限活用するための施策も活用しつつ、『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の海外展開を一層推進する。

四. 成長戦略関連の法律

「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂2014」に掲げられた施策に関連する法律(閣法)については、第185回国会(平成25年臨時国会)において9本、第186回国会(平成26年通常国会)において30本、第187回国会(平成26年臨時国会)において5本、第189回国会(平成27年通常国会)において22本成立しているところ。

国会回次	成立した成長戦略関連の法律の数
第 185 回国会（平成 25 年臨時国会）	9 本
第 186 回国会（平成 26 年通常国会）	30 本
第 187 回国会（平成 26 年臨時国会）	5 本
第 189 回国会（平成 27 年通常国会）	22 本

成立した成長戦略関連の法律は、以下のとおり。

(1) 第 185 回国会（平成 25 年臨時国会）

- ・電気事業法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 74 号)
- ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年法律第 81 号)
- ・薬事法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 84 号)
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)
- ・産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)
- ・農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成 25 年法律第 102 号)
- ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 103 号)
- ・国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)

(2) 第 186 回国会（平成 26 年通常国会）

- ・独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律
(平成 26 年法律第 1 号)
- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 4 号)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 10 号)
- ・雇用保険法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 13 号)
- ・貿易保険法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 19 号)
- ・株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成 26 年法律第 24 号)
- ・電波法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 26 号)
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
(平成 26 年法律第 27 号)
- ・次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)
- ・中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律
(平成 26 年法律第 30 号)
- ・内閣府設置法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 31 号)
- ・港湾法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 33 号)

- ・特許法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 36 号)
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 39 号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 41 号)
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 44 号)
- ・健康・医療戦略推進法(平成 26 年法律第 48 号)
- ・独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成 26 年法律第 49 号)
- ・道路法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 53 号)
- ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 66 号)
- ・電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)
- ・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 74 号)
- ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 77 号)
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)
- ・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成 26 年法律第 84 号)
- ・学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 88 号)
- ・会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)
- ・小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)
- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 95 号)

(3) 第 187 回国会 (平成 26 年臨時国会)

- ・関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 110 号)
- ・経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成 26 年法律第 112 号)
- ・地域再生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 128 号)
- ・まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)
- ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 137 号)

※ 議員立法として、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)が成立している。

(4) 第 189 回国会 (平成 27 年通常国会)

- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号)

- ・電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 28 号)
- ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)
- ・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成 27 年法律第 35 号)
- ・電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
- ・不正競争防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 54 号)
- ・特許法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 55 号)
- ・国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 56 号)
- ・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 57 号)
- ・貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 59 号)
- ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 61 号)
- ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)
- ・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号)
- ・航空法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 67 号)
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 71 号)
- ・勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 72 号)
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号)
- ・医療法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 74 号)